明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室）

第二十条　安全保障貿易管理政策課に、情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室を置く。

2～4　［略］

5　国際投資管理室は、外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務をつかさどる。

6　国際投資管理室に、室長を置く。

（削る）

第二十四条　削除

（地球環境対策室、環境経済室及びエネルギー・環境イノベーション戦略室）

第二十六条　環境政策課に、地球環境対策室、環境経済室及びエネルギー・環境イノベーション戦略室を置く。

2～5　［略］

6　エネルギー・環境イノベーション戦略室は、経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策のうち地球環境保全に関する革新的な技術に関する研究及び開発の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

7　エネルギー・環境イノベーション戦略室に、室長を置く。

（デジタル取引環境整備室）

第三十二条　情報経済課に、デジタル取引環境整備室を置く。

2　デジタル取引環境整備室は、情報処理の促進に関する経済の発展に係る環境の整備に関する事務のうち取引の透明性及び公正性の確保に関する事務をつかさどる。

3　デジタル取引環境整備室に、室長を置く。

第三十二条の二　［略］

（デジタル高度化推進室）

第三十二条の三　情報技術利用促進課に、デジタル高度化推進室を置く。

2　デジタル高度化推進室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術の利用の促進に関する事務のうち情報処理システムの高度利用及び戦略的な利用の促進に関する企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　デジタル高度化推進室に、室長を置く。

第三十二条の四　［略］

▷

（情報調査室及び技術調査室）

第二十条　安全保障貿易管理政策課に、情報調査室及び技術調査室を置く。

2～4　［略］

［新設］

（エネルギー・環境イノベーション戦略室）

第二十四条　研究開発課に、エネルギー・環境イノベーション戦略室を置く。

2　エネルギー・環境イノベーション戦略室は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発のうち、地球環境保全に関する革新的な技術に関する研究及び開発の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　エネルギー・環境イノベーション戦略室に、室長を置く。

（地球環境対策室及び環境経済室）

第二十六条　環境政策課に、地球環境対策室及び環境経済室を置く。

2～5　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

第三十二条　［略］

［新設］

第三十二条の二　［略］